令和5年12月14日

豊田市長 太田 稔彦 様

美里地域会議 会長 岡田 宏之

答 申 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第202条の7第2項の規定に基づき諮問を受けたことについて、下記のとおり答申します。

記

1 諮問内容に対する当地域会議の意見

諮問のありました「(仮称) ミライ構想」(以下「構想」という。) のめざす 姿やまちづくりの基本的な考え方、都市構造については、示された案に賛同します。その上で、当地域会議の思いや構想に加えていただきたい考え方について、次のとおり意見します。

(1)「豊田市を取り巻く環境」について

構想の前提となる豊田市を取り巻く環境について、「ますます変化の激しい 予測困難な時代の到来」という表現に強く賛同します。地域活動においても、 コロナ禍を経て、以前は当たり前のように開催していた行事ができなくなるな ど、大きく変化したと感じています。

(2)「めざす姿」について

めざす姿に示された持続可能なまちを実現するための「認め合い・気づき・学び合い」には、具体的な場が必要不可欠であると考えます。「認め合い・気づき・学び合い」に、「その場づくり」という言葉を加えていただきたいと考えます。

(3)「まちづくりの基本的な考え方」について

「あるものを生かす」という表現がありますが、地域では、コロナ禍を経て、 今まであった行事が無くなったり、従来の運用方法が分からなくなったりして いる現状があります。構想には、「本来必要だが、無くなってしまったもの」 への視点も加えていただきたいと思います。

(4)「都市構造」について

特に「交通ネットワークの強化」の必要性を感じており、賛同します。 また、都市構造のイメージ図においては、市外との連携は矢印で示されているだけで、言葉では表現されていませんが、災害時等には都市間の連携も重要であると思われるため、暮らし機能の連携の中に「近隣市町村との連携」という言葉を追加していただきたいと考えます。

(5)全体を通して

今後、本構想に基づき、多様な主体の一つとして、地域や住民がまちづくりに参画していくことになります。市民と本構想を共有する際には、地域や住民が自身の活動に落としやすいように、誰が見ても理解できる、分かりやすい表現をしていただくとともに、周知活動を充実させていただくことを期待します。

2 参考意見

構想に基づき推進するまちづくりの戦略を示す「(仮称) ミライ実現戦略 2 0 3 0 」に期待する施策について次に記しますので、参考にしてください。

- ・福祉の窓口などの施策の市民への PR、介護施設の充実など、超高齢社会への取組の継続
- ・若者の引きこもりや社会との付き合いが苦手な人への支援施策
- ・住民の身近な交流の場としての公園の整備
- ・住民同士の「つながり」をつくる自治区活動の支援
- ・定住対策(企業や商業の誘致、WRC等のイベントを開催するなど、若い世代にとって魅力のあるまちづくり)
- ・豊田市で子どもを育てたいと思ってもらえる取組
- ・子ども食堂や見守り活動への支援、学校の施設改修など、子どもを守る施策
- ・市公式ホームページ等で、市民がほしい情報にアクセスしやすくするなど、 市の情報発信に関する取組の再考
- ・山間地域と都市部の繋がりをつくる施策(特に山間地域の人が喜ぶ施策)
- ・移動困難者への支援